

立川市スポーツに関する事務の管理及び執行に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定による。

立川市スポーツに関する事務の管理及び執行に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、スポーツ（学校における体育に関することを除く。）に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。